第一種奨学金と授業料後払い制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ

- 授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- 人的保証や、定額返還方式を利用したい方

在学中の支援内容

月々の振込額

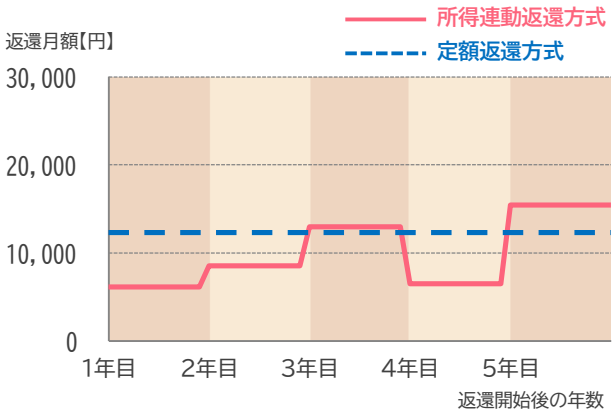
50,000円 または **88,000円**

年間の振込総額（例）

600,000円 ～ 1,056,000円

- 返還方式（定額・所得連動）や保証制度（人的保証・機関保証）を選べます。ただし、所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証制度への加入が必須となります。
- 人的保証制度は、連帯保証人と保証人の選任が必要です。機関保証制度は、上記振込額から保証料相当額が差し引かれて振り込まれます。

貸与終了後の返還例



授業料後払い制度

こんな方におすすめ

- 授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- 大学院修了後、所得が低い間はできるだけ返還月額を低くしたい方

在学中の支援内容

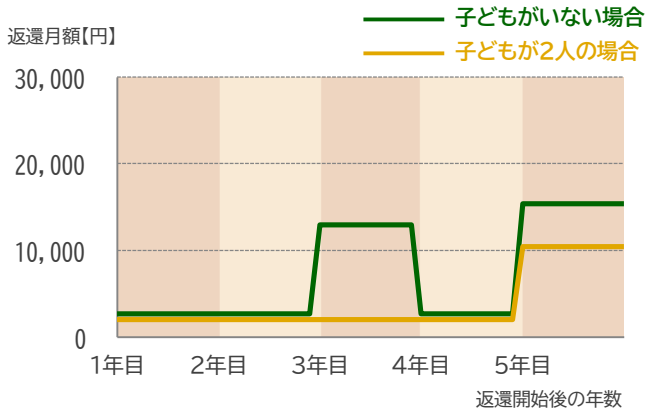
年間の授業料相当額の振込額	月々の生活費奨学金の振込額
国立：最大 **535,800円**	**20,000円** または **40,000円**

年間の振込総額（例）

国公立：年間最大 **1,015,800円**

- 授業料相当額の振込額は、半期上限267,900円となり、本人口座に振り込まれます。
 埼玉大学の授業料との差額については、別途必要となります。
 （例：授業料半期 321,480円→53,580円が別途必要）。
- 機関保証制度への加入が必須となります。
- 上記生活費奨学金の振込額から保証料相当額が差し引かれて振り込まれます。
- 上記年間の授業料相当額の振込額は、保証料相当額が差し引かれていますので、返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

貸与終了後の返還例



※　定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※　年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
（所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映）

両制度共通

両制度とも、採用の選考のための家計基準や学力基準は共通です。

- 「特に優れた業績による返還免除制度」が利用できます。
- 博士課程相当に進学した場合等には返還期限猶予（在学猶予）の利用が可能です。
- 第一種奨学金の所得連動返還方式にも、子どもの数に応じた控除があります。